

(社) 中青連発第 9 0 号

2 0 0 7 年 1 2 月 3 日

中央教育審議会

教育振興基本計画特別部会長

三 村 明 夫 様

社団法人中央青少年団体連絡協議会

副会長 杉 原 正

(財団法人ボーイスカウト日本連盟理事)

(公印省略)

中央教育審議会教育振興基本計画特別部会の「検討に当たっての基本的な考え方について」及び「重点的に取り組むべき事項について」の意見提出について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、我が国の教育に関して大局的な立場からご指導を賜り、学校外での教育であります青少年団体活動にもご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについての意見提出につきましては、組織全体としての意見を取りまとめるのに時間的猶予がありませんので、(社) 中央青少年団体連絡協議会の役員の一人として、かつ青少年団体活動を通じて青少年の学校外教育に携わる者として所見を述べます。

小職は、近年一時期「中教審」生涯学習分科会の臨時委員として関わらせていただきましたので、「検討に当たっての基本的考え方について」は大枠として理解し、賛同いたします。

そのうえで、いくつかの事項について、下記のとおり思料を添えて意見を提出いたします。

今後、貴部会における審議がより深まり、我が国における教育基本計画が広く受け入れられ推進できることを願っております。貴職をはじめ関係者の弥栄をお祈りいたします。

謹白

記

提出意見

1. 検討に当たっての基本的な考え方について
2. 重点的に取り組むべき事項について

添付資料

- ① 学習：秘められた宝の抜粋 学習の四本柱 別紙：1
- ② 青少年の教育 21世紀の夜明けにあたっての声明（冊子）
- ③ 国の青少年政策への提言～「ノン・フォーマル教育」青少年団体として～（写し）

参考資料

貴省・初等中等教育局教育課程課要請の「中教審教育課程部会における意見発表」における提出意見書及び関係資料

以 上

(略)

＝検討に当たっての基本的な考え方について＝

基本的な考え方に関して、次の7項目を挙げましたので、今後のご協議にあたりご検討くださるようお願いいたします。

（平和を考える）

先ず、第一には、教育基本法の旧法及び新法において、その前文で「平和を希求する人間」、「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」が表記され、また新法では、教育の目的及び理念で「平和で民主的な国家及び社会の形成者として」、「国際社会の平和に寄与する」と示されている「平和」について、文字としての表記がありません。何らかの形で「平和」もしくは「平和を考える」ことについて表記されるようご検討をお願いいたします。

地球環境問題のことや、人類の安全の表記の中では、なかなか平和への想いには繋がりにくいと考えます。ただ単に戦争の対比語としての平和だけでなく“いじめ”が顕在化している日本はもう一つの側面である、人の心の中の平安や平和について考えていくことがこれから大きく変化する社会に生きる青少年にとりとても大事であると考えて、平和ということを表記していただきたいと願っております。

また、中央青少年団体連絡協議会に会員として加盟している青少年団体の目的や理念の中に示される言葉で一番多いのは、「平和」であることから、次代を担う青少年に平和に関して寄せる期待が大きいことが窺えます。

（社会教育関係団体）

第二には、（案）の（２）教育の使命の中で「教育は、国、地方公共団体、学校、保護者、地域住民、企業など様々な関係者の相互の取り組みにより成り立つものである。」との表記があります。しかし、表記には「社会教育関係団体」などの明記がありません。

これまで、教育をすすめるにあたり学校教育と社会教育が連携しており、「学社連携」、「学社融合」に取り組んできました。

教育の基盤となる学校教育を補完する学校外での教育については、教育基本法の中で「社会教育の振興」や学校教育法では、「社会教育関係団体」との連携が条文の中に明記され、青少年団体もその一員としてその役割を担っています。特に、近年の「生きる力」を育む教育の中で、学校外教育組織である青少年団体は、体験的な学習や活動を中心に、学校や地域社会と協働して、各地域において青少年の教育や育成を担ってきました。

今回の（案）の中では、企業やNPOとの連携、協力については触れていますが、社会教育関係団体や青少年団体が明記されておられません。

法規に示されている社会教育関係団体また青少年団体を明記することをお考えくださるようお願いいたします。

ご参考までに、別紙＜社会教育、社会教育関係団体、青少年に関する法規から＞を添付いたします。

(何を学ぶのか、学習の四本柱)

第三に、(案)の(4)教育振興基本計画のねらいや、今後求められる教育施策の基本的方向で、今後10年間に予想される社会の変化が挙げられています。これまでの10年間を振り返ってみると、国際的レベルでは、ユネスコが10年前に、21世紀を迎えるにあたり、21世紀のための教育及び学習について考察することを目指して「21世紀教育国際委員会」を設け、1996年4月にその報告書が「学習：秘められた宝」として事務局長に提出されました。

この内容については、ご承知のことと存じますが、今後の教育について対応するにあたり、この報告書は改めて21世紀教育のキーワードとして生涯学習を挙げ、その上で「学習の四本柱」を示し、何を学習すべきなのかを提示しています。教育は先ず何を学習するか、その上で教育は語られ、取り組む必要があると思料いたします。

この報告書を日本語訳された「21世紀教育国際委員会」メンバーである、元文部事務次官、元ユネスコ国内委員会会長・天城 勲氏の「日本語訳まえがき」を添付しますので、ご参考くださるようお願いいたします。

この中で、『学習の四本柱は、同時に教育を再構築するための基本的な柱である、「知ること」、「為すこと」、「(他者と)共に生きること」の三本柱とそこから必要に導き出されるものとして第4の柱「人として生きること」を挙げている。従来の教育、特に、学校教育においては、第1の柱を極めて重視し、ついで第2の柱を、そして第3、第4の柱は前二者の当然の帰結か、或いは偶然の産物と考えていた。

ここでは、四本柱を同等に重視しながら、それぞれが多くの接点を持ち、かつ相互に交差して不可分の一体をなすことを強調している。』と、「知ることを学ぶ」、「為すことを学ぶ」、「(他者と)共に生きすることを学ぶ」、「人として生きすることを学ぶ」のそれぞれの柱について触れています。なお、本論の中では更に詳細な記述があります。

(ノン・フォーマル教育)

第四に、前述の「21世紀教育国際委員会報告」を受けて、1997年10月に学校外での教育に携わる青少年教育活動の国際的組織である「世界YMCA同盟」、「世界キリスト教女子青年会(世界YWCA)」、「世界スカウト機構(ボーイスカウト)」、「ガールガイド・ガールスカウト世界連盟」、「国際赤十字・赤新月社連盟」の五つの国際的ノン・フォーマル教育組織及び、国際アワード協会会長の英国エディンバラ公を委員長として「青少年の教育：21世紀の夜明けにあたっての声明」を取りまとめました。(添付資料をご参照ください。)

その中での「教育の定義」では、前記の四つの柱を明示した上で「様々な教育機関が一人の人間の個人的、社会的な全面的発達に貢献している。一般的に認められているユネスコの定義は、以下の異なった三つのタイプを示している。」として、フォーマル教育、インフォーマル教育、ノン・フォーマル教育を挙げています。

- フォーマル教育(Formal education)は、階層的で、年齢順に学年に配される教育システムで、初等教育から第三の教育制度まで一貫している。
- インフォーマル教育(Informal education)は、全ての個人が家族、友人、仲間集団、メディア、周囲にあるその他影響を及ぼす人や物といった日常の経験から身につける心構えや価値観、技能、知識による一連の過程である。

○ ノン・フォーマル教育（Non-formal education）は、確立されたフォーマル教育の範囲外に組織された教育活動であり、同一と見なし得る学習目標で、同一と見なし得る学習者に役立つように意図されているものである。

この三つのタイプの区分は、我が国では通常に理解されている学校教育、家庭教育、社会教育（地域で行われる教育を含む）とは異なっていますが、ノン・フォーマル教育の役割や位置付けを明示しております。

青少年団体関係者は、学校外の教育活動としてノン・フォーマル教育の一翼の担い手の自覚を持って日常の青少年団体活動に取り組んでいます。

また、上記の5団体とアワード協会により、「国の青少年政策への提言」を取りまとめて刊行しておりますので、ご参考までに添付いたします。

（学校に何を、どこまで期待するか）

第五に、これまで様々な時期、そして機会に教育改革に関する審議や協議が行われています。審議や協議され取りまとめられた内容を概観すると、答申や報告では、学校教育を改革すれば日本の教育は良くなるという基調であるとの印象を強く受けます。

教育の根幹をなすものは、フォーマル教育である学校教育ですから、これに大きな力を傾注することには異論をはさむことはありません。しかし、家庭での教育、地域社会における教育とのバランスを取る必要はあります。「ゆとり教育」の主旨が学校関係者だけでなく、保護者を含め、多くの人々が十分理解しないまま進められ、それぞれが担うべきことに十分な対応ができないまま学力低下のバッシングを受け、振り子が大きく振れて「確かな学力」としての方向が示されています。

青少年団体活動において、児童生徒と学校外活動を通して、接し感じることは、足元が大きく揺れているのは、子どもであり、その保護者であります。「生きる力」を育む教育を目指す取り組みの中では、その一つである科目を横断する「総合的な学習の時間」をどのように展開するか、特に、体験的な学習や活動からの学びからよく身に付くこととなります。

また、青少年団体の活動が“為すことを通じて学ぶ”を基盤として、新しい出会い―発見―感動―があり、その学びの継続とその意欲を育んでいると、日常の活動を通して実感しています。

今回、新教育基本法で、家庭教育について一歩前進しましたので、学校教育において保護者への対応の工夫と理解してもらうためのもっと丁寧な網掛けをしていく必要があります。

同時に、地域社会において地道に体験的な学習や活動を継続し、学校教育や家庭での教育、或いは地域社会での教育では十分賄えない教育活動に青少年団体はノン・フォーマル教育として取り組み、その目的や理念に基づいて、平和に寄与し、国際的にも活動できる世界に通用する日本人の教育と育成に取り組んでいます。

タイトルにしました「学校に何を、どこまで期待するか」は、「不思議の国の学校教育―外から見た日本の学校教育―（出版：第一法規）」著者である、ジャック・コリノー博士は、フランスで教育政策の国際比較研究者であり、教育の日本的特徴の結果として、学校に「広範な役割」が期待されていることの指摘については、大変興味深いことであります。

（子どもたちは疲れている）

第六に、今の子どもたちを取り巻く環境の変化の中で、子どもの実態についてどの程度理解しているでしょうか。様々な調査、統計のレポートで発表される側面については承知していますが、実際に、今の子どもたち（小・中・高校生）は疲れています。体力がない、眠い、自由な時間が欲しいなどの環境の中で、生きています。

小職は、青少年の健全育成のテーマの会合で全国各地を訪問することが多く、その会合などで、中・高校生のパネルディスカッションなどの中で、もし神様が一つだけ願いを叶えてくれると言ったら何を望みますか、その答えの多くは「時間」、「自由」と生徒は答えています。

「ゆとり教育」から「確かな学力」への方向転換が学力を上げるために、学校での教育では十分でないと判断する親の中には、これまで以上に学習塾や進学塾に通塾回数などで、特に、これまで小学校3年後半以降に在籍する生徒を対象にした塾生の募集が最近では、小学校1年生から始まっていることに注目しなければなりません。

駅周辺などで夜9時過ぎても、スナックを食べながら通塾している子どもが都市型社会の中では目立っており看過できないことでもあります。今回の学習指導要項の改正において改善される部分はありますが、学力だけの物差しでは計れない価値観も沢山あることを青少年に伝えていく責任が一人ひとりの大人にあることを痛感しています。

（学校週5日制の完全実施後の地域の子どもたち）

第七に、本協議会では、学校週5日制が導入される10年以上前から、週5日制に向けての様々な調査を3年に一度位の割合で行っており、完全週5日制に移行後も連続2年にわたり、完全週5日制後の地域における青少年の実態を調査し、その内容を報告書として小冊子に取りまとめておりますので添付いたします。

その調査の一部であります「子どもが放課後・土曜日・日曜日にどのように過ごしていますか」「学校が土曜日のすべて休みになる前に比べて、家での勉強などについて聞きます」

「あなたのやってみたいこと活動は何ですか」「あなた自身について」の回答部分を添えます。

この調査では青少年団体の活動に参加している子どもと一般の生徒いずれも小3・小5・中2の2261名のアンケート調査であります。

青少年団体活動に参加している子どもと一般の子どもの比較もできるようにして、併せて、青少年団体活動への参加の効用もあつたと考えています。主として地域における学校外教育である青少年団体活動の役割やその役割を果たしていくために組織内での更なる自己点検や自己評価が必要であることも痛感しています。

＝重点的に取り組むべき事項について＝

広範囲にわたることを整理して提示されており、知的なことに関する事項について十分、触れられていますが、もう一つの情操（道徳的、芸術的、宗教的など）に関しては、もう一歩出て道徳教育を超える宗教教育について取り組む必要があると考えており、法規に抵触しない範囲で取り入れていく方向を示す項目や内容が必要ではないでしょうか。

道徳教育の充実と伝統・文化に関する教育の充実は明記されていますので、例えば宗教心（あるいは信仰心）の醸成があつてよいと考えます。

また、教育基本法での前文や目的、理念の中に示されている平和のこと、まず平和を考えることから始まり、関心をもち、自分に何ができるか、に取り組むことができるような教育環境を整備していく必要を感じています。この宗教心の醸成と平和を考える、この二点は重点的に取り組むべき事項に入ると考えています。

なお（案）として提示されている事項に関しては、事項によっては専門的知識や経験がない場合、踏み込めないところがありますので青少年団体の関係者としてこれまで関わりや、実績のある事項について下記のとおり提言いたします。

< 1. 社会全体で教育の向上に取り組む >

（１）学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる：

文章の中で学校・家庭・地域の三者の連携協力と言いつつ切っていますが、教育基本法第 13 条の条文は（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）となっており、単に地域の表記ではなく、地域住民等としており「地域」に限定しないで地域社会の表現が望ましいと考えます。以下の記述でも地域の表記ではなく、地域社会の表現がよいと考えます。

◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動づくり、ではすでに青少年団体は、“子どもの居場所づくり”などで積極的に関わっていますので“地域住民の参画を得て”の次に“青少年団体やNPOの連携協力”を加えることを望みます。

（２）家庭の教育力を向上させる：

◇子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な組織の充実
家庭教育に関する総合的な取組みを関係機関の連携となっていますが、機関は公的機関のニュアンスが強いので、その後に関係団体の追加を希望します。

これまでに青少年団体では、子どもだけではなく親も対象とした事業を地域社会を基盤にして子育て支援についても展開していますので明記することを望みます。

（３）人材育成に関する社会のニーズに応える：

◇地域の人材や民間の力を活用したキャリア教育、転業教育、ものづくりなど実践的教育の充実

経済団体、PTA、NPO法人、の後に「社会教育関係団体」を加えることを希望します。とくに実践的な教育については各団体が今後十分協力できることであります。

(4) いつでもどこでも学べる環境をつくる：

いつでも、どこでも、だけでなく生涯学習社会では、だれでも、を加えることを希望し、他の同様な表記も、いつでも、どこでも、だれでもに、に表記することを希望します。

＜2. 個性を尊重しつつ、能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる＞

(1) 知識、技能や思考力、判断力、表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

◇総合的な学力向上策の実施

異なる文化的背景を持つ人々との相互理解を深め、の次に平和を希求し、を加え、国際社会において主体的に行動できる人材を育成するため、の表現についてご検討をお願いします。

(2) 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる：

◇職業観、勤労観や知識、機能をはぐくむ教育（キャリア教育、転業教育）の充実：

前述のとおりNPO法人の後に社会教育関係団体を加えることを望みます。

(5) 幼児期における教育を充実する：

教育基準法の改正により（幼児期の教育）が法制化されたことを評価します。

幼児期での教育を充実させるためには、子どもと共に親が成長する視点での取り組みが必要であり、青少年団体の中では、すでに年長児を対象にしたプログラムを実施しており、親と子が一緒に参加することを通じ、親への子育ての教育啓蒙を行っている実績があります。

以上について提示させていただきましたが、前述のとおり項目で専門性や知識、経験のない内容については、意見を提示することはできませんことをご理解ください。

なお、中央教育審議会の「教育課程分科会におけるこれまでの審議のまとめ」に関して意見のヒアリングが11月29日（木）にあり、その際に、説明に用意した資料など一式をご参考までに添付させていただきます。その折りには、同様に青少年団体の関係者として、＜社団法人中央青少年団体連絡協議会＞、＜学校週5日制の完全実施に伴う地域児童の実態調査＞、＜多様な体験活動を推進する青少年団体活動＞、＜都道府県における青少年団体及び協議会での取り組み＞、＜自然体験が畏怖、畏敬の心を育む＞、＜未来に向けての社会の変化への対応＞のタイトルで説明を加えさせていただきましたことが、ご参考になればと存じます。

以 上